

○ 農業用ため池の管理及び保全に関する法律の運用について（令和元年7月1日付け元農振等872号農林水産省農村振興局長通知）新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第1～第4 （略）</p> <p>第5 データベースの整備</p> <p>1 データベースに登録する項目</p> <p>全ての農業用ため池において、特定農業用ため池の指定や、周辺住民に周知し災害時の避難行動につなげるために必要な本法第4条第1項に規定する事項を農業用ため池に関するデータベースに登録する。なお、<u>特定農業用ため池及び防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号）第4条第1項に基づき都道府県知事が防災重点農業用ため池に指定したため池</u>については、法第4条第1項に規定する事項以外に詳細なため池諸元に関する情報や各種対策の実施状況に関する情報についても登録する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第6～第21 （略）</p>	<p>第1～第4 （略）</p> <p>第5 データベースの整備</p> <p>1 データベースに登録する項目</p> <p>全ての農業用ため池において、特定農業用ため池の指定や、周辺住民に周知し災害時の避難行動につなげるために必要な本法第4条第1項に規定する事項を農業用ため池に関するデータベースに登録する。なお、<u>防災重点ため池及び特定農業用ため池</u>については、法第4条第1項に規定する事項以外に詳細なため池諸元に関する情報や各種対策の実施状況に関する情報についても登録する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第6～第21 （略）</p>